

○西紋別地区環境衛生施設組合職員の高齢者部分休業 に関する条例

〔平成17年3月30日〕
〔条例第4号〕

改正 平成21年9月25日 条例第10号

平成26年3月24日 条例第2号

(目的)

第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第26条の3の規定に基づき、職員の高齢者部分休業に関し必要な事項を定めるものとする。

(高齢者部分休業)

第2条 高齢者部分休業の承認は、当該職員の1週間当たりの通常の勤務時間の2分の1を越えない範囲内で、5分を単位として行うものとする。

2 法第26条の3第1項の高齢者として条例で定める年齢は、55歳とする。

(高齢者部分休業取得中の給与)

第3条 職員が高齢者部分休業の承認を受けて勤務しない場合には、西紋別地区環境衛生施設組合職員の給与に関する条例（昭和50年条例第5号）第11条の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、給料の月額並びにこれに対する管理職手当の月額の合計額に12を乗じ、その額を1週間当たりの勤務時間に52を乗じたもので除して得た額を減額して給与を支給する。

(退職手当の取り扱い)

第4条 高齢者部分休業の承認を受けて職員が1週間の勤務時間の一部について勤務しなかった場合には、その勤務しなかった期間の2分の1に相当する期間を北海道市町村退職組合退職手当条例（昭和57年条例第2号）第7条第1項から第6項までの規定により計算した在職期間から除算する。この場合において同条第7項中「前6項」とあるのは「前6項及び西紋別地区環境衛生施設組合職員の高齢者部分休業に関する条例（平成17年条例第4号）第4条」と、同条第9項中「前8項」とあるのは、「前8項及び西紋別地区環境衛生施設組合職員の高齢者部分休業に関する条例第4条」とする。

(承認の取消し又は休業時間の短縮)

第5条 任命権者は、高齢者部分休業をしている職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難となった場合で、当該職員の同意を得たときは、高齢者部分休業の承認を取り消し、又は休業時間（高齢者部分休業の承認を受けた1週間当たりの勤務をしない時間をいう。以下同じ。）を短縮することができる。

(休業時間の延長)

第6条 任命権者は、既に高齢者部分休業をしている職員から休業時間の延長の申し出があった場合で、公務の運営に支障がないと認めるときは、当該職員に係る部分休業時間の延長を承認することができる。

附 則

この条例は、平成17年4月1日から施行する。

附 則 (平成21年9月25日条例第10号)

この条例は、平成21年10月1日から施行する。

附 則 (平成26年3月24日条例第2号)

この条例は、平成26年4月1日から施行する。